

令和7年度 出水高校 生徒心得

I 学校生活に係る規定

1 日常生活について

- (1) 気持ち良い「挨拶」の励行と、出水高校生として品位のあるマナーを身につける。
- (2) 欠席、遅刻をする場合には、必ず学校に連絡をすること。
※ 連絡は、なるべく保護者が校務支援システム(See-Smile)により行う。
- (3) 登校については、「朝学習」が8:30から始まるので、余裕をもって登校すること。
下校については、年間を通して19:00までに下校すること。
- (4) 登校したら無断で校外に出てはならない。必要がある場合は、担任等に必ず許可を得ること。

2 校内生活について

- (1) 職員室、準備室には許可を得たのち入室すること。
- (2) 携帯電話(スマートフォン)を校内に持ち込む際は、必ず申請書を提出すること。
※「携帯電話(スマートフォン)・タブレットに関する生徒心得」【別紙】
- (3) 部室の利用は、部活動時のみとする。

3 校外生活について

- (1) 深夜徘徊はしない。(23時以降は補導の対象となる)
- (2) 遊技場(パチンコ・ゲームセンター・インターネットカフェ等)への立ち入りは禁止。
※カラオケボックスの利用は19時までとする。
- (3) アルバイトは原則禁止とする。
- (4) 見知らぬ人からの声かけや誘いには十分気をつける。
身の危険を感じたら、「逃げる」「大声を出す」「警察に連絡する」などの行動をとる。
夜道は1人では歩かない。なるべく人通りが多い道路を選んで通行すること。
不審者情報に関しては、まず警察に通報。その後、担任や生徒指導担当に連絡すること。

4 昼食について

- (1) 昼食は弁当を持参するか、学校食堂で購入すること。
(昼食購入のための外出は認めない。)
- (2) 昼食は、各教室か学校食堂を原則とし、歩きながらの飲食はしない。
- (3) 食堂を利用する場合は、2時間目の休み時間までに、食券を購入しておくこと。

5 登下校について

- (1) 交通違反等で警察の補導を受けた場合は、すみやかに学校(担任)に届け出ること。
- (2) 西出水駅と学校間の登下校の際は、右側を一列で通行して横に広がらないようにすること。
また、私有地を利用した登下校はしないこと。
- (3) 無許可免許取得、校外での単車・自転車無断放置は絶対にしないこと。
- (4) 学校まで車で送ってもらう場合は、裏門(テニスコート横)を利用すること。

6 校内における政治活動、選挙活動について

- (1) 校内における政治活動、選挙運動は禁止する。
- (2) 校外においても、違法なもの、また、それらの恐れが高い場合、あるいは学業や生活に支障がある場合は禁止する。

Ⅱ 容儀服装に係る規定

- 1 本校生徒として、常に身だしなみを整え、清潔感を保つこと。
- 2 登下校の際は、原則として正規の服装を着用すること。

【本校規定】

	男 子	女 子
頭	1 髪型は、高校生らしい良識あるものとする。 (部分的に長い短いなど、極端な髪型にしない) 2 髪を染めたり、脱色したりしない。	
髪	1 前髪は目にかからない長さとする。 2 後髪は襟にかからない長さとする。	1 前髪は目にかからないようにする。 2 肩にかかるほどの髪は結ぶ。
制	1 本校指定の制服を着用する。 2 更衣期間は特に設けない。(各自の判断に委ねる)	
服	1 詰襟の左に校章をつける。 (中間服、夏服はつけなくてもよい) 2 ベルトをする。	1 冬服、中間服着用時はネクタイを必ずつける。(夏服はつけなくてもよい) ※ シャツのボタンをしっかり留める。 2 スカート丈は、膝頭にかかる程度とする。 3 スラックス着用時はベルトをする。
靴下	1 白や黒などとする。 *など→紺も可	
制靴	1 白・黒などを基調とし、運動に適した靴を使用する。(ハイカットは不可) 2 黒の革靴(金具等の飾りつき及び靴底の厚いものや踵の高いものは不可)	
防寒着	1 ジャンパー、マフラーや手袋等の防寒着は、校舎内では着用しないこと。 (生徒玄関で着脱する) 2 冬服の下に着用するセーター等は、袖や裾からはみ出さないように着用する。	
その他	1 ピアス等は装着しない。 2 化粧はしない。マニキュアもしない。 3 爪は伸ばさない。 4 眉は整える程度とする。	

Ⅲ 交通に係る規定

交通法規を遵守するとともに、次の各事項を守ること。

1 自転車通学について

- (1) 通学に際しては所定の様式で許可申請をし、通学許可ステッカーを自転車後方に貼ること。
- (2) 必ず自転車損害賠償責任保険に加入すること。（最寄り駅・バス停までの利用も同様）
- (3) スタンドは両足スタンド式とする。
- (4) スマホを操作しながらの運転、イヤホン等を付けての運転、傘差し運転は絶対にしないこと。
- (5) 校内では自転車から下車し、押して歩くこと。
- (6) 常に整備を行うこと。防犯登録をしておくこと。また、校内でも施錠する習慣をつける。
- (7) ヘルメットは、必ず着用すること。

2 単車免許取得について

- (1) 通学以外のための免許取得は認めない。
- (2) 単車免許のための受験は、長期休業中と3学期の自宅学習期間のみとする。

3 単車通学について

- (1) 学校まで利用する場合、自宅から学校までの道のりが5 km以上20 km以内とする。
- (2) 長島から利用する場合は、折口駅までの使用を認める。
- (3) その他
 - ① 使用する単車は、50ccのスクーター型とする。
 - ② 使用するヘルメットはジェット型・フルフェイス型とし、色は白色とする。
 - ③ 通学に際しては所定の様式で許可申請をし、通学許可プレートを所定の場所に付けること。
 - ④ 単車後方には荷台を付け、鞆類は足元に置かず、荷台にくくり付けて通学すること。
荷台のない単車で通学はいかなる場合も許可しない。
 - ⑤ 単車は、通用門から入り左折、停止線で下車し押して所定の位置に駐車すること。

4 列車・バス通学について

- (1) 西出水駅から学校までの道は右側を一列で通行し、横に広がらないように心がけること。
- (2) 列車・バス内では、車内でのマナーを守り、他人の迷惑をかけないように心がけること。
- (3) 通学定期を購入している者は、有効期限に十分注意して乗車すること。

5 自動車学校入校について

- (1) 自動車学校への入学許可は、原則として就職内定者のみとし、入校については、2学期終業式以降とする。ただし、進学先が確実に決まった生徒については、事前に保護者から担任へ直接申請があった場合にのみ、2月以降の入校を許可する。
- (2) 入校は、2学期終業式以降とする。入校の手続きについては、放課後を利用するか、保護者に手続きを代行してもらうこと。入校手続きや入校式参加のための欠席や欠課はしないこと。

6 その他

- (1) 交通法規を遵守し、事故や違反がないように細心の注意をして通行すること。
- (2) 交通違反をして警察の補導を受けた場合は、速やかに学校へ届け出ること。

iv 諸 願 届

- (1) 次の場合は、学校に届け出ること。
 - ① 欠席
 - ② 忌引 父母 7 日以内、祖父母 3 日以内、兄弟・姉妹 3 日以内、伯叔父母 1 日以内
 - ③ 早退
 - ④ 遅刻
- (2) 次の場合は、所定の用紙により、それぞれ係職員の許可を得なければならない。
 - ① 集会（不特定多数のものを対象とするもの）
 - ② 旅行・合宿・キャンプ（不特定多数のものを対象とするもの）
 - ③ 異装
 - ④ 集会（クラス、部活動関係）
 - ⑤ 旅行、合宿、キャンプ（クラス、部活動関係）
- (3) 出版・掲示物などは、係職員の許可を得なければならない。

V 考査受験上の注意

- (1) 考査開始 5 分前までに、各列出席番号順に着席すること。
- (2) 机の中には一切ものを入れないこと。
- (3) 下敷の使用及び、物品の貸借は禁止する。特に必要な場合は監督者の許可を得ること。
- (4) 不正行為は絶対に行わない。万一不正な行為を行った場合は当該科目を 0 点とする。
- (5) 考査時間中は、監督者の許可なく室外に出てはならない。
- (6) 考査時間が終了し、答案を回収して確認等を終えるまで、静かに着席していること。
- (7) 受験できなかった教科については、担任及び、教科担任に申し出て指示を受けること。
- (8) 中間考査 3 日前、期末考査 5 日前及び、考査期間中の部活動は原則として禁止する。
- (9) 考査 1 週間前から考査終了時まで、職員室等への出入りを禁止する。

VI 図書館に係る規定

1 図書館の利用について

- (1) 図書館では静粛にし、他人の迷惑にならないようにする。
- (2) 図書に線を引いたり、落書きしたりしてはならない。切り抜きは厳禁。
- (3) 閲覧を終えたら、椅子をきちんと直し、利用した図書や資料は必ず元の位置に返却する。
- (4) カバン・バッグ類は図書館内へ持ち込まない。
- (5) 閲覧室での飲食は認めない。

2 貸出規定について

- (1) 開館は平日 9 時 15 分から 16 時 30 分までとする。
長期休暇中の開館については、その都度これを定める。
- (2) 休館日は①土曜・日曜 ②祝祭日 ③年末年始 ④特別整理期間 とする。
- (3) 館外貸出期間は 14 日間とし、貸出冊数は 1 人 5 冊までとする。
(長期休暇中は期間延長、冊数増も可)
引き続き貸出期間の延長を希望するものは、一度返却処理の上、新たに手続きをする。
- (4) 辞典、画集、図出版物、その他禁帯出の表示のある図書は原則として館内閲覧に限る。
- (5) 返却日を必ず守り、無断で図書や資料の持ち出しをしてはならない。
- (6) 汚損、紛失、返却延滞、その他特別の事情が生じた場合は、その旨、司書に届けて指示に従うこと。
- (7) 返却督促状を受け取った場合には、その指示に従うこと。
- (8) 本校生徒の保護者並びに本校卒業生も以上の規定に準じて本校図書館を利用することができる。